

事業者排出量削減計画書（新規）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市北区芝田二丁目4番24号					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	西日本旅客鉄道株式会社 執行役員京都支社長 大橋 幸之助					
事業者の主たる業種	鉄道事業					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年 4月 ～ 23年 3月					
基本方針	JR西日本は、地球環境保護に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。					
推進体制	地球環境委員会（委員長：鉄道本部長）及び支社地球環境委員会（委員長：支社長）を設置し推進する。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
	取得年月日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20	省エネルギー車両	24年度目標「省エネ車両比率75%」に向けた省エネルギー車両の継続的導入			
	21	省エネルギー車両	24年度目標「省エネ車両比率75%」に向けた省エネルギー車両の継続的導入			
	22	省エネルギー車両	24年度目標「省エネ車両比率75%」に向けた省エネルギー車両の継続的導入			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	t	t	%		
	B 輸送車両排出区分	1,508,958 t	1,508,958 t	0.0 %		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 1,508,958 t	*2 1,508,958 t	0.0 %		
	目標設定の考え方	省エネ車両の導入等で、削減効果を見込むが、増加要素として新駅増加、増発による回送列車の増加、気象条件などの不確定要素があるため、現状非悪化を当面の目標とする。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	運輸	二酸化炭素換算 輸送キロ	1.176 t-CO2/千キロ	1.176 t-CO2/千キロ	0.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	省エネ法で、エネルギー消費量÷輸送キロ（車両・船舶走行キロ）と定められているので、分母を輸送キロとした。省エネ車両の導入で原単位あたりの削減を目指す、不確定な増加要素もあることから、現状では増減率0%とする。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等 （二酸化炭素換算）				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 1,508,958 t	(42)-(43) 1,508,958 t	0 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器等の取替え時、高効率型の採用を推進する。 省エネルギー型のエスカレーターやエレベーターの導入及び取替えを推進する。 信号機等のLED化を推進する。 					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。